

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都千代田区丸の内一丁目6番5号  
三菱地所物流リート投資法人  
代表者名 執行役員 武田 和之  
(コード番号 3481)

資産運用会社名  
三菱地所投資顧問株式会社  
代表者名 取締役社長執行役員 増田 哲弥  
問合せ先 物流リート部長 横田 拓哉  
TEL:03-3218-0030

### 規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

三菱地所物流リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、2025年4月17日開催の本投資法人役員会において、規約一部変更及び役員選任に関して、下記のとおり2025年5月27日に開催予定の本投資法人の第8回投資主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、下記事項は当該投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

#### 記

##### 1. 規約一部変更の主な理由及び内容について

- (1) 信用組合及び信用金庫から融資を受けるにあたり、「中小企業等協同組合法」（昭和24年法律第181号。その後の改正を含みます。）及び「信用金庫法」（昭和26年法律第238号。その後の改正を含みます。）に基づく出資を行う必要があり、現行規約においては、不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等への投資に付随して取得するその他の権利に含めているものの、より明確にすることを目的として、投資対象資産を追加することを規定するものです。（現行規約第29条第2項関係）
- (2) 「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）及び「投資法人の計算に関する規則」（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）の改正により「出資総額等の合計額」の定義が規定されたことに伴い、所要の変更を行うものです。（現行規約第35条第1項(1)関係）
- (3) 資産運用会社に対する資産運用報酬のうち、資産運用報酬Ⅲにおける自己投資口取得・投資口併合・分割等に関する調整規定につき、現行規約では資産運用報酬ⅢのBに適用されず、意図するパフォーマンス値計算とにならないことから適正化するものです。（現行規約第37条第1項(3)関係）  
なお、本議案が承認された場合、変更後の規約第37条第1項(3)は本投資法人の2025年8月期の資産運用報酬より適用されます。

##### 2. 役員選任について

###### (1) 執行役員1名の選任について

執行役員 武田和之は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますため、2025年5月27日付で執行役員1名（候補者：横田拓哉）の選任をお願いするものであります。

###### (2) 補欠執行役員2名の選任について

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名（候補者：武田和之及び麻生健）の選任をお願いするものであります。本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、武田和之を第一順位、麻生健を第二順位とします。

###### (3) 監督役員3名の選任について

監督役員齋藤創、深野章及び谷中直子は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますため、2025年5月27日付で監督役員3名（候補者：齋藤創、深野章及び谷中直子）の選任をお願いする

# 三菱地所物流リート投資法人

ものであります。

(役員選任の詳細については、添付資料「第8回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

### 3. 投資主総会等の日程

2025年4月17日 第8回投資主総会提出議案の役員会決議

2025年5月9日 第8回投資主総会招集ご通知の発送(予定)

2025年5月27日 第8回投資主総会開催(予定)

以上

### <添付資料>

- ・第8回投資主総会招集ご通知

\*本投資法人のホームページアドレス：<https://mel-reit.co.jp/>

(証券コード：3481)  
(発信日) 2025年5月9日  
(電子提供措置の開始日) 2025年5月2日

投資主各位

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号  
**三菱地所物流リート投資法人**  
執行役員 武田 和之

## 第8回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第8回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本投資主総会に当日ご出席されず、議決権行使書面による議決権の行使を検討される方は、後記投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2025年5月26日(月曜日)午後6時までには到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律(以下、「投信法」という。)第93条第1項の規定に基づき、現行規約第14条において、「みなし賛成」の規定を定めております。

従いまして、本投資主総会に当日ご出席いただかず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、同条第3項に定める場合を除き、本投資主総会の各議案に賛成したものとみなされ、投資主様の議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、ご留意願います。

<本投資法人現行規約抜粋>

### 第14条 (みなし賛成)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれも除く。)について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
3. 前二項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6ヶ月以上引き

続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合には、当該議案については適用しない。

- (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任
  - (2) 資産運用会社（第37条に定義する。）との間の資産運用委託契約の締結又は解約
  - (3) 解散
  - (4) 投資口の併合
  - (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除
4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

敬 具

## 記

1. 日 時：2025年5月27日（火曜日）午前10時  
（なお、受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所：東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー  
ステーションコンファレンス東京 6階 602  
（末尾の投資主総会会場のご案内図をご参照ください。）

### 3. 投資主総会の目的である事項：

#### 決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員2名選任の件
- 第4号議案 監督役員3名選任の件

以上

- ◎本投資主総会に当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である三菱地所投資顧問株式会社による「運用状況報告会」を開催する予定です。
- ◎本投資法人は、本投資法人規約第9条第6項に基づき、投資主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとっており、以下の本投資法人ウェブサイト「第8回投資主総会招集ご通知」として掲載しております。また、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

<https://mel-reit.co.jp/ja/ir/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択の上、ご確認いただくこともできます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

さらに、電子提供措置事項は、上記各ウェブサイトのほか、株式会社プロネクサスのウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の株式会社プロネクサスのウェブサイトアクセスして、ご確認くださいようお願い申し上げます。

株式会社プロネクサスウェブサイト  
<https://d.sokai.jp/3481/teiiji/>

◎投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法

投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人ウェブサイト (<https://mel-reit.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有するほかの投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。議決権行使書面によって議決権をご行使いただく場合、各議案に対し、賛否又は棄権のいずれの記載もない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 規約一部変更の件

#### 1. 変更の理由

(1) 信用組合及び信用金庫から融資を受けるにあたり、「中小企業等協同組合法」（昭和24年法律第181号。その後の改正を含みます。）及び「信用金庫法」（昭和26年法律第238号。その後の改正を含みます。）に基づく出資を行う必要があり、現行規約においては、不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等への投資に付随して取得するその他の権利に含めているものの、より明確にすることを目的として、投資対象資産を追加することを規定するものです。

（現行規約第29条第2項関係）

(2) 「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）及び「投資法人の計算に関する規則」（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）の改正により「出資総額等の合計額」の定義が規定されたことに伴い、所要の変更を行うものです。（現行規約第35条第1項(1)関係）

(3) 資産運用会社に対する資産運用報酬のうち、資産運用報酬Ⅲにおける自己投資口取得・投資口併合・分割等に関する調整規定につき、現行規約では資産運用報酬ⅢのBに適用されず、意図するパフォーマンス値計算とならないことから適正化するものです。（現行規約第37条第1項(3)関係）

なお、本議案が承認された場合、変更後の規約第37条第1項(3)は本投資法人の2025年8月期の資産運用報酬より適用されます。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第29条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1.（記載省略）</p> <p>2. 本投資法人は、前項に掲げられた資産のほか、実質的に不動産等若しくは不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に投資することを目的とする場合又はそれらの資産への投資に付随し若しくは関連する場合に限り、以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>①～⑪（記載省略）</p> <p>⑫不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等への投資に付随して取得するその他の権利</p>	<p>第29条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1.（現行どおり）</p> <p>2. 本投資法人は、前項に掲げられた資産のほか、<u>本項⑫及び⑬に掲げる資産以外の資産</u>については、実質的に不動産等若しくは不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に投資することを目的とする場合又はそれらの資産への投資に付随し若しくは関連する場合に限り、以下に掲げる資産に投資することができる。<u>本項⑫及び⑬に掲げる資産については本投資法人が借入を行うために必要なものに限り、投資することができる。</u></p> <p>①～⑪（現行どおり）</p> <p>⑫<u>中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号。その後の改正を含む。)</u>に定める出資</p> <p>⑬<u>信用金庫法(昭和26年法律238号。その後の改正を含む。)</u>に定める出資</p> <p>⑭不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券への投資に付随して取得するその他の権利</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>第35条(金銭の分配の方針)</p> <p>1. 分配方針  本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益(本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額及び出資剰余金を控除して算出した金額をいう。本条において、以下同じ。)の金額は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に従って計算されるものとする。</p> <p>(2)～(3) (記載省略)</p> <p>2.～5. (記載省略)</p>	<p>第35条(金銭の分配の方針)</p> <p>1. 分配方針  本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益(本投資法人の貸借対照表上の純資産額が出資総額等その他の内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額(以下「出資総額等の合計額」という。))を上回る場合において、当該純資産額から出資総額等の合計額を控除して得た額をいう。本条において、以下同じ。)の金額は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に従って計算されるものとする。</p> <p>(2)～(3) (現行どおり)</p> <p>2.～5. (現行どおり)</p>
<p>第37条(資産運用会社に対する資産運用報酬の支払いに関する基準)</p> <p>1.(1)～(2) (記載省略)</p>	<p>第37条(資産運用会社に対する資産運用報酬の支払いに関する基準)</p> <p>1.(1)～(2) (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(3) 資産運用報酬Ⅲ 各営業期間に係る資産運用報酬Ⅲは、以下のA及びBの値を合計した金額とする。</p> <p>A：当該営業期間における「調整後税引前当期純利益」に「一口あたりの税引前当期純利益」を乗じた金額に、0.001%を上限として別途本投資法人と資産運用会社が合意する料率を乗じて得られる金額(1円未満切捨て)</p> <p>調整後税引前当期純利益とは、資産運用報酬Ⅲの対象となる営業期間における資産運用報酬Ⅰ、資産運用報酬Ⅱ及び資産運用報酬Ⅲ並びにこれらにかかる控除対象外消費税等を控除する前の税引前当期純利益(但し、繰越欠損金がある場合は、その全額を補填した後の金額)を意味する。但し、当該金額が1円を下回る場合は、1円とする。</p> <p><u>一口あたりの税引前当期純利益とは、資産運用報酬Ⅲの対象となる営業期間における調整後税引前当期純利益を当該営業期間の決算期における発行済投資口の総数で除して得られる金額(1円未満切捨て)を意味する。なお、発行済投資口の総数については、本投資法人が当該決算期において未処分又は未償却の自己の投資口を保有する場合、当該決算期における発行済投資口</u></p>	<p>(3) 資産運用報酬Ⅲ 各営業期間に係る資産運用報酬Ⅲは、以下のA及びBの値を合計した金額とする。</p> <p>A：当該営業期間における「調整後税引前当期純利益」に「一口あたりの税引前当期純利益」を乗じた金額に、0.001%を上限として別途本投資法人と資産運用会社が合意する料率を乗じて得られる金額(1円未満切捨て)</p> <p>調整後税引前当期純利益とは、資産運用報酬Ⅲの対象となる営業期間における資産運用報酬Ⅰ、資産運用報酬Ⅱ及び資産運用報酬Ⅲ並びにこれらにかかる控除対象外消費税等を控除する前の税引前当期純利益(但し、繰越欠損金がある場合は、その全額を補填した後の金額)を意味する。但し、当該金額が1円を下回る場合は、1円とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p><u>の総数から保有する自己の投資口の数を除いた数をいうものとし、2017年6月16日以降に投資口につき併合又は分割が行われた場合には、併合又は分割が行われた営業期間以降の決算期における発行済投資口の総数は併合比率又は分割比率をもって併合前又は分割前の口数に調整された数とする。</u></p> <p>B：当該営業期間(但し、2019年9月1日以降の営業期間に限る。)における「投資口の東証REIT指数比パフォーマンス」に当該営業期間における「時価総額」を乗じた金額に、0.1%を上限として別途本投資法人と資産運用会社が合意する料率を乗じて得られる金額(1円未満切捨て)</p> <p>投資口の東証REIT指数比パフォーマンスとは、資産運用報酬Ⅲの対象となる本投資法人の各営業期間毎に、以下の計算式に従って算出される数値を意味する。</p> <p>&lt;計算式&gt;  本投資法人の投資口の東証REIT指数比パフォーマンス=(a)－(b)とする。  但し、(a)－(b)の上限値は+50%を上限として別途本投資法人と資産運用会社が合意する値とし、また、(a)－(b)の下限値は－50%を下限として別途本投資法人と資産運用会社が合意する値とする。</p>	<p>B：当該営業期間(但し、2019年9月1日以降の営業期間に限る。)における「投資口の東証REIT指数比パフォーマンス」に当該営業期間における「時価総額」を乗じた金額に、0.1%を上限として別途本投資法人と資産運用会社が合意する料率を乗じて得られる金額(1円未満切捨て)</p> <p>投資口の東証REIT指数比パフォーマンスとは、資産運用報酬Ⅲの対象となる本投資法人の各営業期間毎に、以下の計算式に従って算出される数値を意味する。</p> <p>&lt;計算式&gt;  本投資法人の投資口の東証REIT指数比パフォーマンス=(a)－(b)とする。  但し、(a)－(b)の上限値は+50%を上限として別途本投資法人と資産運用会社が合意する値とし、また、(a)－(b)の下限値は－50%を下限として別途本投資法人と資産運用会社が合意する値とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(a)：{(当該営業期間1ヶ月目の最終営業日における本投資法人の投資口の最終価格(終値をいい、終値がなければ気配値(公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値)をいう。以下本(3)において同じ。)-当該営業期間の直前の営業期間1ヶ月目の最終営業日における本投資法人の投資口の最終価格+当該営業期間の直前の営業期間における本投資法人の投資口1口当たりの分配金)÷前営業期間1ヶ月目の最終営業日における本投資法人の投資口の最終価格} ×100 (%)</p> <p>(b)：{当該営業期間1ヶ月目の最終営業日における株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)が公表する東証REIT 指数のうち配当込み指数(以下「東証REIT指数(配当込み)」という。)の最終価格÷前営業期間1ヶ月目の最終営業日における東証REIT指数(配当込み)の最終価格-1} ×100 (%)</p> <p>但し、東京証券取引所が東証REIT指数(配当込み)を公表しない等の理由により東証REIT指数(配当込み)の最終価格が得られない場合には、当該営業日の直近時点で公表されている東証REIT指数(配当込み)の算出方法に従い本投資法人が算出した数値を用いて、東証REIT指数(配当込み)の最終価格を算出するものとする。</p>	<p>(a)：{(当該営業期間1ヶ月目の最終営業日における本投資法人の投資口の最終価格(終値をいい、終値がなければ気配値(公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値)をいう。以下本(3)において同じ。)-当該営業期間の直前の営業期間1ヶ月目の最終営業日における本投資法人の投資口の最終価格+当該営業期間の直前の営業期間における本投資法人の投資口1口当たりの分配金)÷前営業期間1ヶ月目の最終営業日における本投資法人の投資口の最終価格} ×100 (%)</p> <p>(b)：{当該営業期間1ヶ月目の最終営業日における株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)が公表する東証REIT 指数のうち配当込み指数(以下「東証REIT指数(配当込み)」という。)の最終価格÷前営業期間1ヶ月目の最終営業日における東証REIT指数(配当込み)の最終価格-1} ×100 (%)</p> <p>但し、東京証券取引所が東証REIT指数(配当込み)を公表しない等の理由により東証REIT指数(配当込み)の最終価格が得られない場合には、当該営業日の直近時点で公表されている東証REIT指数(配当込み)の算出方法に従い本投資法人が算出した数値を用いて、東証REIT指数(配当込み)の最終価格を算出するものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>時価総額とは、資産運用報酬Ⅲの対象となる本投資法人の各営業期間毎に、以下の計算式に従って算出された金額を意味する。</p> <p>&lt;計算式&gt;  当該営業期間1ヶ月目の最終営業日における本投資法人の投資口の最終価格×当該営業期間1ヶ月目の最終営業日における発行済投資口数</p>	<p>時価総額とは、資産運用報酬Ⅲの対象となる本投資法人の各営業期間毎に、以下の計算式に従って算出された金額を意味する。</p> <p>&lt;計算式&gt;  当該営業期間1ヶ月目の最終営業日における本投資法人の投資口の最終価格×当該営業期間1ヶ月目の最終営業日における発行済投資口数</p> <p><u>&lt;資産運用報酬Ⅲ 調整規定&gt;</u>  一口あたりの税引前当期純利益とは、<u>資産運用報酬Ⅲの対象となる営業期間における調整後税引前当期純利益を当該営業期間の決算期における発行済投資口の総数で除して得られる金額(1円未満切捨て)</u>を意味する。なお、<u>発行済投資口の総数については、本投資法人が当該決算期において未処分又は未償却の自己の投資口を保有する場合、当該決算期における発行済投資口の総数から保有する自己の投資口の数を除いた数をいうものとし、投資口につき併合又は分割が行われた場合には、併合又は分割が行われた営業期間以降の決算期における発行済投資口の総数は併合比率又は分割比率をもって併合前又は分割前の口数に調整された数とし、投資口の東証REIT指数比パフォーマンスの算出にあたっては、併合又は分割が行われた営業期間の決算</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(4)～(6) (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p>	<p><u>期における本投資法人の投資口の最終価格は、併合比率又は分割比率をもって調整して算出するものとする。</u></p> <p>(4)～(6) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員武田和之は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますため、2025年5月27日付で執行役員1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案において選任される執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び本投資法人の現行規約第17条第2項の定めを適用し、選任される2025年5月27日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、2025年4月17日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する 本投資法人 の投資口数
よこ た たく や 横 田 拓 哉 (1974年3月27日)	1997年4月 株式会社大和銀行（現：株式会社りそな銀行）入行 2005年7月 株式会社クリード 入社 2008年8月 三菱地所投資顧問株式会社 入社 2013年4月 同社 資産運用部次長 2016年4月 同社 ファンドマネジメント部次長 2017年4月 同社 私募リート部次長 2018年4月 同社 私募リート部長 2018年6月 日本オープンエンド不動産投資法人 執行役員（兼務） 2025年4月 三菱地所投資顧問株式会社 物流リート部長 （現任）	0口

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三菱地所投資顧問株式会社の物流リート部長であります。その他、上記執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

### 第3号議案 補欠執行役員2名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名の選任をお願いするものであります。本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、武田和之を第一順位、麻生健を第二順位とします。

なお、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人の現行規約第17条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠執行役員選任に関する本議案は、2025年4月17日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する 本投資法人 の投資口数
1	たけだ かず ゆき 武田和之 (1967年7月29日)	1991年4月 株式会社さくら銀行（現：株式会社三井住友銀行）入行 1995年10月 さくら投資顧問株式会社（現：三井住友DSアセットマネジメント株式会社）出向 2003年8月 株式会社三井住友銀行 復職 2004年7月 三菱地所投資顧問株式会社入社 2006年10月 同社 資産運用部次長 2009年4月 同社 ファンドマネジメント部次長 2011年4月 同社 ファンドマネジメント部次長兼資産運用部次長 2012年4月 同社 コンプライアンス部長兼内部監査部長 2016年3月 日本オープンエンド不動産投資法人 執行役員（兼務） 2017年4月 三菱地所投資顧問株式会社 私募ファンド部長 2019年4月 同社 人事総務部長 2022年4月 同社 執行役員経営管理部長兼人事総務部長 2022年9月 同社 執行役員ファンド企画部長 2023年4月 同社 執行役員人事総務部長（現任） 2025年4月 本投資法人 執行役員（現任）	11口



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴	所有する 本投資法人 の投資口数
2	あ そう けん 麻 生 健 (1969年6月27日)	1992年4月 三菱地所株式会社入社 2011年4月 一般社団法人不動産証券化協会 2014年4月 三菱地所株式会社 投資マネジメント事業部副長 2014年8月 同社 投資マネジメント事業部副長兼投資監理室 2016年4月 同社 投資マネジメント事業部副長 2017年4月 Pan Asia Realty Advisors 2020年4月 一般社団法人不動産証券化協会 2022年4月 三菱地所投資顧問株式会社 経営管理部担当部長兼サステナビリティ推進室長 2022年9月 同社 経営管理部長兼サステナビリティ推進室長 2023年4月 同社 執行役員経営管理部長兼サステナビリティ推進室長 2025年4月 同社 執行役員経営管理部長（現任）	3口

- ・上記補欠執行役員候補者武田和之は、投資口累積投資制度を利用することにより、2025年4月17日時点で本投資法人の投資口を11口（1口未満切り捨て）所有しております。
- ・上記補欠執行役員候補者麻生健は、投資口累積投資制度を利用することにより、2025年4月17日時点で本投資法人の投資口を3口（1口未満切り捨て）所有しております。
- ・上記補欠執行役員候補者武田和之は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三菱地所投資顧問株式会社の執行役員人事総務部長、麻生健は同社執行役員経営管理部長であります。その他、上記各補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠執行役員候補者武田和之は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の執行役員の職務全般を執行しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記補欠執行役員候補者武田和之は、現在、本投資法人の執行役員として当該保険の被保険者に含まれておりますが、上記各補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

#### 第4号議案 監督役員3名選任の件

監督役員齋藤創、深野章及び谷中直子は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますため、2025年5月27日付で監督役員3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案において選任される監督役員の任期は、投信法第101条第2項及び本投資法人の現行規約第17条第2項の定めを適用し、選任される2025年5月27日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する 本投資法人 の投資口数
1	さいとう 齋藤 創 (1973年11月2日)	1999年4月 弁護士登録 西村総合法律事務所（現：西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）入所 2005年9月 デベヴォイズ・アンド・プリンプトン法律事務所出向 2008年1月 西村あさひ法律事務所（現：西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）パートナー 2012年1月 西村あさひ法律事務所（現：西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）カウンセラー 2012年4月 中央大学専門職大学院国際会計研究科兼任講師 2013年6月 株式会社セディナ債権回収（現：アビリオ債権回収株式会社）取締役 2014年7月 ジェイ・ウィル・パートナーズ株式会社コンプライアンスオフィサー 2015年4月 創法律事務所 代表弁護士（現：創・佐藤法律事務所）（現任） 2015年6月 トパーズ・キャピタル株式会社 監査役（現任） 2015年8月 株式会社bitFlyer 取締役 2016年7月 本投資法人 監督役員（現任） 2017年1月 bitFlyer EUROPE S.A.（ルクセンブルク法人）Director 2019年10月 一般社団法人日本STO協会 監事 2021年12月 株式会社リブ・コンサルティング 監査役 2022年3月 株式会社リブ・コンサルティング 取締役・監査等委員（社外取締役） 2022年5月 一般社団法人Metaverse Japan 監事（現任） 2022年9月 株式会社HashPort 監査役（現任）	0口

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴	所有する 本投資法人 の投資口数
		2023年6月 一般社団法人日本STO協会 公益理事 (現任) 2023年6月 株式会社HashPalette 非常勤監査役 2023年7月 株式会社リブ・コンサルティング 監査 役 2024年4月 学校法人栗原学園 監事 (現任) 2024年5月 株式会社リブ・コンサルティング 取締 役監査等委員 (現任)	
2	深 野 章 <small>ふかの あきら</small> (1976年6月13日)	2002年10月 新日本監査法人 (現: EY新日本有限責任 監査法人) 入所 2008年2月 日本橋総合事務所 代表取締役 (現: 株 式会社T&Aコンサルティング) (現任) 2008年3月 公認会計士深野章事務所 所長 (現任) 税理士法人T&Aコンサルティング 代表 社員 (現任) 2009年6月 大本山池上本門寺 監事 (現任) 2009年11月 行政書士T&Aオフィス 所長 (現任) 2014年4月 iSキャピタル合同会社 代表社員兼業務 執行社員 2015年12月 株式会社東開製作所 監査役 (現任) 2016年7月 本投資法人 監督役員 (現任) 2019年1月 山本企業株式会社 取締役 2019年2月 高橋工業株式会社 監査役 (現任) 2019年6月 郷商事株式会社 監査役 (現任) 2021年11月 合同会社新世代エネルギー第一発電所 業務執行社員 合同会社新世代エネルギー第三発電所 業務執行社員 2023年3月 東京通信機材株式会社 監査役 (現任) 2023年7月 株式会社YLS 取締役 2023年8月 同社 執行役員 (現任) 2024年6月 株式会社YAMAKOU 監査役 (現任)	0口

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴	所有する 本投資法人 の投資口数
3	や なか なお こ 谷 中 直 子 (1976年9月13日)	2001年10月 弁護士登録 アンダーソン・毛利・友常法律事務所入 所 2021年1月 東京国際法律事務所 スペシャルカウ ンセル (現任) 2022年3月 株式会社SHIFTグロース・キャピタル 監査役 (現任) 2023年5月 本投資法人 監督役員 (現任) 2023年11月 株式会社SHIFT 取締役・監査等委員 (社外取締役) (現任)	0口

- ・上記各監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記各監督役員候補者は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務全般を監督しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記各監督役員候補者は、現在、監督役員として当該保険の被保険者に含まれており、監督役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

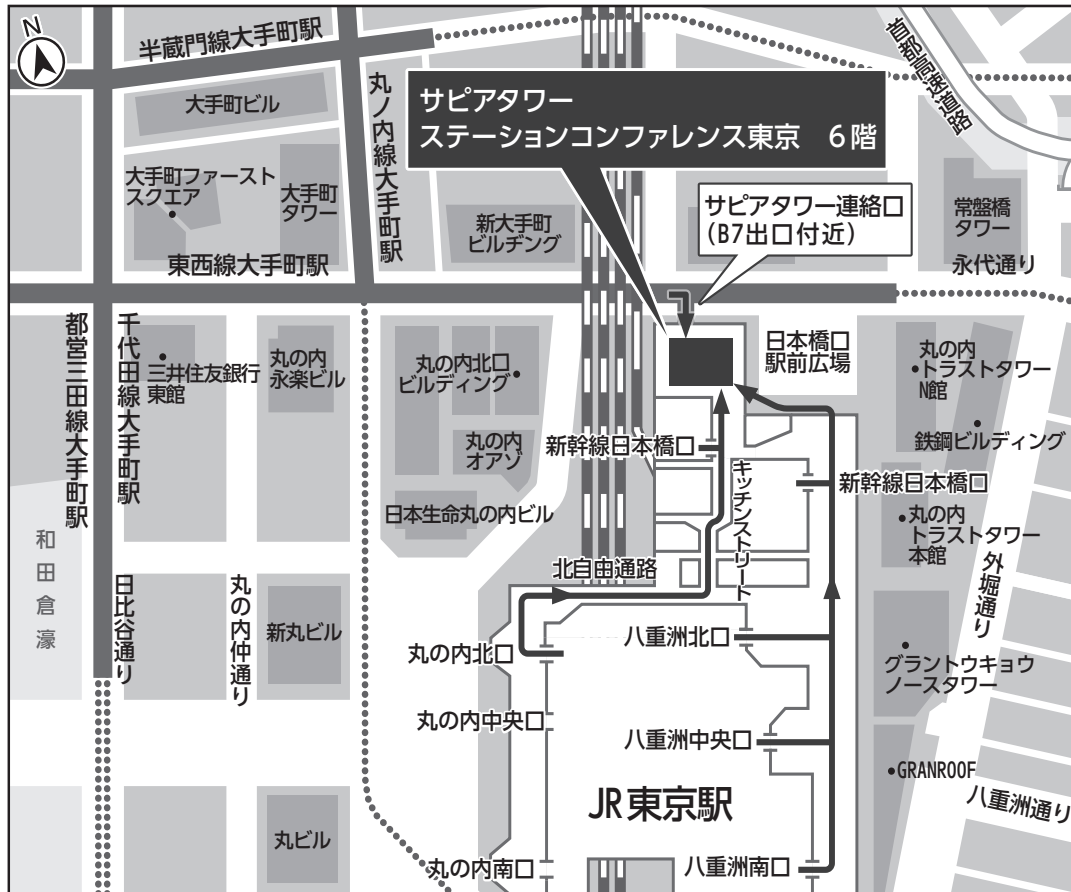
## 参考情報

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の現行規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、同条第3項の定めに従い、同項各号に定める議案について、所定の手続に基づいて、同項所定の要件を満たす少数投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人に通知した場合、当該議案については同条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておらず、また、本投資法人の現行規約第14条第3項が適用される上記第2号議案から第4号議案までの各議案につきましては、2025年4月17日現在、同項所定の要件を満たす少数投資主から当該議案に反対である旨の通知はなされておられません。今後、2025年4月17日から2週間以内に少数投資主から第2号議案から第4号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されないこととなります。当該期間に同項所定の要件を満たす少数投資主から当該各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、その旨及び当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されない旨を本投資法人ウェブサイト (<https://mel-reit.co.jp/ja/ir/meeting.html>) に掲載いたします。

以 上

# 投資主総会会場のご案内図

会場 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー  
ステーションコンファレンス東京 6階 602  
電話 03-6888-8080 (代表)



交通 J R 「東京駅」八重洲北口改札口より徒歩2分  
「東京駅」新幹線専用改札口（日本橋口）より徒歩1分  
地下鉄 東京メトロ東西線、半蔵門線、丸の内線、千代田線、都営三田線  
「大手町駅」サピアタワー連絡口（B7出口付近）

※東京メトロ東西線「大手町駅」B7出入口は、周辺工事に伴い閉鎖されております。大手町駅からご来館の投資主様は、旧B7出入口の階段を上った奥に「サピアタワー連絡口」がございますので、そちらをご利用ください。

（ご利用時間：7:00～23:00）

※会場周辺の道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

※ご入場は投資主様ご本人のみとさせていただきますが、障がいなどをお持ちで介助のためご同行された方は一緒にご入場可能です。また、その他ご参加にあたりお手伝いを必要とされる場合、当日受付にお申し出ください。

※投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。